# 衆議院法務委員会ニュース

【第213回国会】令和6年4月5日(金)、第8回の委員会が開かれました。

- 1 民法等の一部を改正する法律案(内閣提出第47号)
  - ・小泉法務大臣、中野法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行いました。 (質疑者) 大口善徳君(公明)、三谷英弘君(自民)、谷川とむ君(自民)、日下正喜君(公明)、山井和 則君(立憲)、鎌田さゆり君(立憲)、寺田学君(立憲)、おおつき紅葉君(立憲)、米山隆一 君(立憲)、斎藤アレックス君(維教)、阿部弘樹君(維教)、本村伸子君(共産)

(質疑者及び主な質疑事項)

#### 大口善徳君 (公明)

- (1) 養育費
  - ア 本法律案により創設される法定養育費制度の意義に対する法務大臣の認識
  - イ 離婚時の養育費の取決めを促進するための法務省及びこども家庭庁の取組状況並びに今後の対応
  - ウ 民事執行手続に係る改正の内容及び利用促進に向けた今後の取組
- (2) 離婚後の父母双方が親権者となった後の養子縁組の代諾に係る改正の内容及び養子縁組の成立が子 の利益のために特に必要があると認められる場合の基準
- (3) 裁判所における親ガイダンスを含めた家事調停の運営改善等に向けた今後の取組

#### 三谷英弘君 (自民)

- (1) 父母の合意がない場合でも子の利益の観点から裁判所が共同親権と判断する可能性
- (2) 法務省が裁判所や離婚当事者に対して改正法の周知及び広報を行う必要性
- (3) 子の連れ去り
  - ア 一方的な連れ去り等が父母の協力義務違反に当たり親権者の指定等の判断に負の影響を与える可 能性
  - イ 一方的な連れ去り等が精神的DVに該当し親権者の指定等の判断に負の影響を与える可能性
- (4) DVや虐待が主張された場合においても裁判所が子の利益の観点から共同親権と判断する可能性
- (5) 長期にわたる離婚の調停及び裁判の間も子と別居親の親子交流を実施することの必要性
- (6) 「急迫の事情」を迅速に判断するための裁判所の機能強化の必要性
- (7) 父母の一方が特段の理由なく親子交流を拒む場合に裁判所が他の親に子の引き渡しを命ずる可能性
- (8) 地方自治体が親子交流や共同養育の促進に果たす役割についての子ども家庭庁の見解
- (9) 離婚後共同親権の場合における親子交流の頻度
- (10) 法定養育費の支払いを行っている親が親子交流等を認められないことの妥当性
- (11) 改正法の施行までに必要な裁判所の体制整備の在り方

#### 谷川とむ君(自民)

- (1) 父母の一方による子の連れ去り
  - ア 現行民法下において子の連れ去りが生ずる原因
  - イ 子の連れ去り行為の未成年者略取誘拐罪への該当性についての法務大臣政務官の見解
  - ウ 警察庁及び検察庁における対策の状況
  - エ 本法律案が子の連れ去りの問題の改善に与える効果
- (2) 養育費の取決め率及び受給率が低い理由
- (3) 親子交流

- ア 取決め率及び実施率が低いとの指摘についての法務省の認識
- イ 同居親による親子交流の拒絶が親権停止や親権変更等において不利益に考慮される必要性
- ウ 本法律案における親子交流の確保のための対策及び期待される効果
- エ 調停又は審判で認められた親子交流の実施の頻度
- (4) 監護者単独での居所指定権の行使に対する人格尊重義務等からの制約の有無
- (5) 共同養育計画の作成及び養育講座の受講の義務化の必要性
- (6) 改正法の施行時期を1年以内に短縮してできるだけ早く施行する必要性
- (7) 改正法の施行後の運用状況を検証して必要があれば法律の見直しを検討する必要性
- (8) 改正法の施行に向けた家庭裁判所の体制整備の在り方

#### 日下正喜君 (公明)

- (1) 親の離婚を経験した子に対する支援の在り方を検討するために関係省庁を構成員とする検討会を立ち上げる必要性
- (2) 子の意見表明権を担保するための家庭裁判所調査官及び調停委員に対する研修や未成年者の手続代 理人の活用等の措置の必要性
- (3) 民間や海外の事例を調査研究して親子交流等に係る最適な養育計画の策定を支援する必要性
- (4) 適切な親子交流が子の自己肯定感の形成に与える影響についての調査の有無及びこれを実施する必要性
- (5) DVや児童虐待等の被害者支援のため関係機関等が連携を行う必要性
- (6) 民間ADRの利用環境を整備する必要性
- (7) カウンセリングの個別支援等の体制整備の必要性についての法務大臣の所見

# 山井和則君(立憲)

- (1) 本法律案によりDVや虐待の被害者が加害者と面会して命の危険が発生する可能性
- (2) 裁判所がDV加害者に面会交流を誤って認めた結果として被害者の命が失われる可能性
- (3) 子の意見を尊重する趣旨の規定を明記するために法案修正を行う必要性
- (4) 離婚後共同親権の場合における子の進学に際しての別居親の同意の要否
- (5) 子の進学について同居親と別居親の意見が一致しない場合における家庭裁判所の審判決定までに要 する期間
- (6) 大学受験についての別居親の同意の要否を確定させる期限
- (7) 家庭裁判所の人的体制の整備等を明記するために法案修正を行う必要性
- (8) 本法律案の施行までの期間を2年から5年に修正することの是非

## 鎌田さゆり君(立憲)

- (1) 法務大臣のDV被害者との面会の有無及びDVについての基本認識
- (2) 本法律案がDV被害者の命にかかわるものとの指摘についての法務大臣の認識
- (3) 法制審議会家族法制部会の審議経過
  - ア 自民党法務部会での事前説明が紛糾したため中間試案の取りまとめを延期した事実の有無
  - イ 中間試案を基に作成したポンチ絵の自民党法務部会での使用の有無
  - ウ 第19回会議において委員から政治介入との異論が出るに至った経緯
  - エ 8月30日以降公開されたポンチ絵が部会の委員の確認を得ている事実の有無
  - オ 中間試案の取りまとめにおける法制審議会への政治介入の妥当性についての法務大臣の見解
- (4) DV被害者が感じている本法律案に対する不安を取り除く必要性

- (5) 子連れでのDV等からの避難が違法行為に該当しないこと及び避難のための準備期間が「急迫の事情」に該当することの確認
- (6) 共同親権の導入により適切な医療が提供されずに子の命や健康が脅かされる可能性
- (7) 医療行為に関する手続が必要となった場合における親権者の確認方法及び親権者双方の意思が一致 しなかった場合の調整方法
- (8) 親権者の意見が一致しなかった結果として子に不利益を生じさせた場合における医療機関の免責の 有無
- (9) 別居や離婚後に行われる暴力、暴言、メール等による嫌がらせ、濫訴等の行為が人格尊重義務に反することの確認

### 寺田学君(立憲)

- (1) 4月3日の参考人質疑に臨む態度についての中野法務大臣政務官の自覚
- (2) 離婚後の親権者を定める際の裁判所の考慮要素
  - ア 改正案における単独親権と共同親権の認められやすさの比較
  - イ 共同親権の方が考慮要素が多い事実の有無
  - ウ 共同親権を認める場合には父母の関係が最重要視されることの確認
  - エ 父母の関係性が共同親権を認める場合には重要視されることの確認
  - オ DVはないものの夫婦が不仲な場合に共同親権が認められる余地の有無
  - カ 夫婦間の葛藤が高い離婚直後の状態において共同親権が可能と判断されるケースの有無
- (3) 親権の単独行使が可能な範囲
  - ア 人工妊娠中絶の手術の該当性
  - イ 上記アが「急迫の事情」に該当することの確認
  - ウ ワクチン接種が「日常の行為」に該当することの確認

# おおつき紅葉君(立憲)

- (1) 協議離婚時に監護者を定める規定を一律には設けないこととした理由
- (2) 離婚後の共同親権の導入
  - ア 共同親権の場合に養育費が減額される可能性
  - イ 共同親権の場合に児童扶養手当の受給要件を満たさないとして支給が停止される可能性
  - ウ 共同親権の場合の高等学校等就学支援金制度及び大学等の修学支援制度を利用する際に収入証明 が必要となる親権者
  - エ 別居親が入学に必要な書類を同居親に渡さない場合の「急迫の事情」への該当可能性
  - オ 一人親支援について法務省が関係省庁と連携して取り組む必要性
- (3) 法定養育費制度について公費による立替え払いの導入が見送られた理由及び再検討の必要性
- (4) DV被害者支援措置により住民票の閲覧ができないDV加害者に対して不服申立てができる旨を教示するよう総務省が通知を行った理由
- (5) 上記(4)の通知を踏まえた上での今後の支援措置の在り方
- (6) 本法律案において共同親権が原則ではないことの確認

#### 米山隆一君 (立憲)

- (1) 法制審議会家族法制部会の委員構成に関する国会議員のSNSへの投稿
  - ア 公安警察の役割
  - イ 同部会の委員をテロ活動家として排除することの適否

- (2) 子の連れ去りが親権の取得に与える影響
  - ア 単なる夫婦喧嘩により一時的に子連れで実家に帰る場合が親権の取得に負の影響を与えることが ないことの確認
  - イ 上記アの事案が未成年者略取誘拐罪に該当しないことの確認
- (3) 問題がない場合には単独親権も共同親権も当事者が自由に決定できることの確認
- (4) 裁判上の離婚における親権者の指定
  - ア 父母の共同親権とする場合における指定の要否
  - イ 父母の双方が監護者の指定を求めていない場合における指定の可否
  - ウ 父母の双方が単独親権を主張した場合に裁判所が共同親権と判断する可能性
  - エ 親権者及び監護者の指定について5つのパターンから裁判所が適切な形態を選択できる可能性
  - オ 共同親権は父母の双方が合意した場合に限り可能とするよう法案修正を行う必要性

#### 斎藤アレックス君(維教)

- (1) 本法律案の趣旨及び内容を家庭裁判所の裁判官や調停委員に周知する必要性
- (2) 本法律案が男女共同参画社会の進展に与える意義についての法務大臣の所見
- (3) 協議離婚が多数を占める現状を踏まえて本法律案の趣旨及び内容を国民に周知する必要性
- (4) 改正法の円滑な施行に向けた法務省の取組
- (5) 離婚後の子の養育に関する取決め
  - ア 共同養育計画の作成やガイダンスの受講の有用性についての法務大臣の見解
  - イ 共同養育計画や講座の受講を促進するための法務省の取組
  - ウ 共同養育計画等の策定に当たり検討すべき事項を整理したモデルケース等を法務省が作成する必要性
  - エ 上記ウを国民に周知するための具体的な方策
- (6) 共同親権の行使の在り方についてのガイダンスの内容
- (7) 本法律案の施行状況を踏まえたさらなる制度改正の検討の可能性

# 阿部弘樹君 (維教)

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)
  - ア DV防止法の概要
  - イ 4月1日に施行された保護命令に関する改正の概要
  - ウ DV又は子への暴力についての警察への相談の可能性
  - エ 配偶者暴力相談センターに相談したDV被害者のシェルター避難等の支援の概要
  - オ DVの場合におけるカウンセラーや精神科医の介入の有無
  - カ 子の養育講座における精神科的見地からの支援策の有無
- (2) 家族の多様化に対する本法律案の内容
  - ア 事実婚で認知した一人親の男性の親権
  - イ 上記アの場合に男性が親権者となる可能性
  - ウ 我が国の婚姻数及び離婚率
  - エ 赤ちゃんポスト又は内密出産で産まれた子の親権者
  - オ 我が国の少子化対策への取組状況
- (3) 本法律案の意義についての法務大臣の所見
- (4) 裁判上の離婚
  - ア 「強度の精神病にかかり回復の見込みがないとき」を削除する理由
  - イ 「婚姻を継続し難い重大な事由」の趣旨

ウ 生活保護受給のために病気の配偶者との離婚を選択する事例に対する厚生労働省の認識

# 本村伸子君(共産)

- (1) 親子交流における子の意見
  - ア 現行の試行的面会交流の際に行われる子の意向等の確認方法
  - イ 子の意向に反する面会が子に悪影響を与えるとの指摘に対する最高裁判所当局の認識
  - ウ 子の意思を尊重しその意見に反した面会はあってはならないとの指摘に対する最高裁判所当局の 見解
  - エ 司法の判断に先立ち専門家により子の意思を確認する必要性
- (2) 親子交流中に子に危害が生じた事案
  - ア 殺害や性暴力などの重大事件が発生した事案の検証方法
  - イ 最高裁判所当局が把握している性虐待の発生件数、その場合の親子交流の審判等の見直し件数及 び調査検証を行う必要性
  - ウ 第三者性のある機関において検証を行う必要性
  - エ 他国の状況も分析して虐待やDVを受けた親子の安全を最優先にした対策を行う必要性